

明石市ファミリーサポートセンター

Q&A、補償制度 様式集

2020年2月1日

もくじ

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 1. 依頼会員からの質問 | 1 |
| 2. 提供会員からの質問 | 3 |
| 3. ファミリーサポートセンター補償制度 | 5 |
| (1) 団体総合補償制度費用保険 | |
| (2) 賠償責任保険 | |
| 4. ファミリーサポートセンター補償制度の質問 | 6 |
| (1) 団体総合補償制度費用保険 | |
| (2) 賠償責任保険 | |
| (3) 団体総合補償制度費用保険、賠償責任保険 | |
| 5. 書類 記入見本 | 9 |
| (1) 事前打ち合わせ票 | |
| (2) 援助活動報告書 | |
| 6. 退会について | 12 |

1. 依頼会員からの質問

| No. | 質 問 | 回 答 |
|-----|---------------------------------|---|
| 1 | 依頼会員は、複数の提供会員を紹介してもらえますか？ | 原則 1 人を紹介します。 但し、希望する全ての援助活動を 1 人の提供会員で行うことが難しい場合は、事前打ち合わせ終了後に、別の提供会員を紹介することができます。 |
| 2 | 依頼会員は、事前打ち合わせ票を毎回作成するのですか？ | 複数の提供会員と事前打ち合わせをする場合は、その提供会員の人数分が必要です。 また、つぎのような場合は、子ども同席のうえ、再度事前打ち合わせをしてください。 ・ 前回、打ち合わせに同席していない子どもの場合 ・ 子どもの成長に伴い、前回と食事や過ごし方などが大きく変わった場合 |
| 3 | 事前打ち合わせに、保険は適用されますか？ | 適用されます。 |
| 4 | 援助活動を、依頼会員宅で行えますか？ | 原則は提供会員宅ですが、援助活動の内容によっては可能です。ただし、依頼会員不在のときに、援助活動はできません。 |
| 5 | 預かってもらってから、時間の変更はできますか？ | 提供会員の承諾があれば可能です。 |
| 6 | センターが閉まってから予定変更が決まった場合は？ | センター閉所後は、留守番電話、FAX またはメールで連絡してください。保険が適用されます。 |
| 7 | 知人が提供会員をしています。その方に援助活動を依頼できますか？ | センターを通して紹介できます。 |
| 8 | 障がい児の送迎や預かりはできますか？ | 可能な限り、対応させていただきます。 |
| 9 | 病中に預かりはしてもらえませんか？ | 病中（回復期含む）は、子どもの病状の急変に伴う対応が必要になることが考えられますので、援助活動は行っていません。 また、学級閉鎖時、および家族が感染症などにかかっているときはできるだけ自粛してください。 |
| 10 | 依頼会員から両方会員になるには？ | 提供会員養成講習会を受講していただきます。 |

| No. | 質 問 | 回 答 |
|-----|---|---|
| 11 | 提供会員になりたいのですが、講習会が年2回では回数が少なすぎます。 | 1回の講習で全て受講することが難しい方は、初めての受講から3年以内に受講し終わりましたら修了となり、提供会員に登録できます。 |
| 12 | 依頼していた時間よりも、短い時間の援助活動になりました。報酬はどうなりますか？ | 事前にわかっている場合は、必ず提供会員とセンターにご連絡ください。 当日、結果的に時間が短くなった場合は、実際の援助活動時間を基準にお支払いください。 |
| 13 | 家事援助もお願いできますか？ | できません。 |
| 14 | 退会の手続きはどうすればよいですか？ | <ul style="list-style-type: none"> • 他市へ転居、援助活動が不要になったなどの理由で退会を希望する場合は、本冊子巻末の「退会届」の提出が必要です。必要事項を記入し、会員証を添えてセンターへ郵送か持参してください。 • 一番下の子どもが小学校を卒業する場合は、3月末日で自動退会となりますので、「退会届」の提出は不要です。 • 事前打ち合わせをした全ての提供会員に連絡し、「事前打ち合わせ票」の返却、または破棄を依頼してください。 |

2. 提供会員からの質問

| No. | 質 問 | 回 答 |
|-----|--|--|
| 1 | 提供会員の家族が、子どもの預かりや送迎をしてよいですか？ | 提供会員として登録していない方は、援助活動ができません。 |
| 2 | おやつ、食事を提供した場合の料金はどのようになりますか？ | <ul style="list-style-type: none"> 缶ジュースや菓子など金額がはっきりしているものは、領収書をとっておき、その金額を請求してください。 食事など、1人分の金額が計算しにくい場合は、事前打ち合わせの時に、会員同士で話し合ってお決めください。 ※ 子どもの成長に合わせ、適宜料金の見直しをしてください。 請求できるのは、事前打ち合わせで依頼会員におやつ、食事の提供を頼まれた場合のみです。 ※ 子どもにアレルギー疾患がある場合がありますので、独自の判断で提供しないでください。 |
| 3 | 天気が悪い日など、提供会員の判断で自家用車を使っ ての送迎はダメですか？ | 明石市ファミリーサポートセンターでは、提供会員の車を使っ ての送迎はできません。 依頼会員の了承が得られた場合は、公共交通機関やタクシー の利用が可能です。 ※ 料金は依頼会員が負担します。 |
| 4 | 2組の家庭の援助活動をして いますが、時間が重なっ た場合、預かりをしてもよ いのですか？ | 原則1人対1人での援助活動をお願いしています。 |
| 5 | 何年も前の事前打ち合わせ 票は、処分してもよいです か？ | 依頼会員やセンターから連絡があるまで、必ず保管してく ださい。 |
| 6 | 事前打ち合わせをしましたが、 依頼がありません。 | 依頼会員は、急な残業や電車の遅延などで、いざというとき にお願いできることを大変心強く思われています。 援助活動に結びつかないこともあります。ご理解くださ い。 |
| 7 | 援助活動をしたことがあり ませんが、交流会やフォロ ーアップ研修に参加しない といけませんか？ | 援助活動の有無に関係なく、皆さんが楽しめる交流会や、日 常生活にも役立つ研修会を企画しています。 会員同士の交流をきっかけに援助活動が始まることもあり ますので、是非ご参加ください。 |

| No. | 質 問 | 回 答 |
|-----|--|--|
| 8 | <p>依頼会員には、「雇用主」のような対応をする人がいて残念です。</p> | <p>援助活動は、「仕事」ではなく「会員同士がお互いに助け合いながら地域のなかで子育ての相互援助活動を行う」という目的のもとに行うものです。 対応が難しい場合は、センターにご連絡ください。</p> |
| 9 | <p>提供会員養成講習会を受講してから数年経ったため、忘れていたことも多く不安です。</p> | <p>援助活動が2年以上ない方には、援助活動の前に1時間ほどの講習を受けていただくようお願いしています。 子どもの預かりや送迎の注意点、援助活動の流れなどを説明します。 また、講習会の再受講も可能です。</p> |
| 10 | <p>退会の手続きはどうすればよいですか？</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 他市へ転居、援助活動ができなくなったなどの理由で退会を希望する場合は、本冊子巻末の「退会届」の提出が必要です。必要事項を記入し、会員証を添えてセンターへ郵送か持参してください。 • 事前打ち合わせをした全ての依頼会員に連絡し、「事前打ち合わせ票」の返却、または破棄について相談してください。 |

3. ファミリーサポートセンター補償制度

「ファミリーサポートセンター補償保険」の目的

ファミリーサポートセンター補償制度は、援助活動中の提供会員および依頼会員の子どもが対象です。けがや特定疾病を被った場合の補償を備えておくとともに、万一の賠償請求に備えることによって、会員が安心して援助活動に参加でき、センターの健全な運営、発展に寄与することを目的とするものです。

※ 両方会員が、提供会員として援助活動をしている際の自身の子どもは対象外です

(1) 団体総合補償制度費用保険

- ① 提供会員が、援助活動中や、援助活動のために自宅と援助を受ける子ども宅や保育施設等の往復途上（自宅と通常の経路）において傷害、もしくは特定疾病（※）を被ったときに補償します。
- ② 依頼会員の子どもが、援助活動中に傷害、もしくは特定疾病を被った場合、提供会員の過失の有無にかかわらず補償します。

| 事由 | ①提供会員向け 補償額 | ②依頼会員の 子ども向け補償額 | 補償金をお支払する場合 |
|--------|----------------|--------------------|--------------------|
| 死亡 | 500万円 | 300万円 | 事故日より180日以内の死亡 |
| 後遺傷害 | 500万円～20万円 | 300万円～12万円 | 事故日より180日以内の後遺障害発生 |
| 入院（1日） | 3,000円 | 3,000円 | 事故日より180日を限度 |
| 手術 | 3,000円×所定倍率 | 3,000円×所定倍率 | 事故日より180日以内の手術 |
| 通院（1日） | 2,000円 | 2,000円 | 事故日より180日以内で90日を限度 |

※ 特定疾病とは、急性心疾患、急性脳疾患、急性呼吸器疾患、細菌性食中毒、熱中症、低体温症、脱水症をいいます。

(2) 賠償責任保険

提供会員が、援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で、子どもや第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものである。

| 事由 | てん補限度額（補償額） / 1事故あたり |
|---------|--|
| 対人・対物賠償 | 2億円 |
| 初期対応費用 | 500万円 |
| 見舞金・見舞品 | 10万円 (死亡後遺障害時10万円限度・入院時1万円限度・通院時5,000円限度) |
| 受託品 | 10万円 |

※ 自動車事故については、適用されません。

4. ファミリーサポートセンター補償制度の質問

(1) 団体総合補償制度費用保険

| NO. | 質 問 | 回 答 |
|-----|--|--|
| 1 | 市内在住、市外在勤で市外の保育所に通所しています。援助活動が市外にまたがる場合でも保険は適用されますか？ | 適用されます。 |
| 2 | 子どもを迎えに行くとき、自宅からではなく出先のデパートから保育所に行きたいのですが、デパートから保育所に行く途中でけがをした場合、保険は適用されますか？ | 適用されません。 自宅と依頼会員宅、あるいは保育所など、依頼会員が指定する場所との通常の経路のみです。 |
| 3 | 援助活動中、保険の対象となる傷害を被った場合、健康保険は使えますか？ | 使えます。 本保険は、健康保険の利用とは関係なく支払われます。 |
| 4 | 預かっている子どもが公園等でけがをした場合、保険は適用されますか？ | 適用されます。 但し、依頼会員がさせて欲しくない遊びもあります。事前に確認しておいてください。 |
| 5 | 仕事帰りに、援助活動のために職場から保育園に迎えに行く途中でけがをした場合、保険の対象になりますか？ | 適用されます。 但し、職場から保育園に直接向かわず、どこかに立ち寄った場合は、補償の対象になりません。 |

(2) 賠償責任保険

| NO. | 質 問 | 回 答 |
|-----|---|--|
| 1 | 提供会員の子どもが預かった子どもにけがをさせられた場合、あるいは家のものを壊された場合、賠償責任保険は適用されますか？ | 適用されません。 賠償責任保険は提供会員の監督ミス等により、提供会員もしくはファミリーサポートセンターに法律上の賠償責任が生じた場合に適用されるものです。提供会員が自身に賠償責任を請求することはできないからです。 ※ お見舞金制度が適用されます。 |
| 2 | 提供会員が、子どもを預かるために親から預かっていたベビーカーを壊した場合、賠償責任保険の対象となりますか？ | 対象となります。 但し、10万円が限度となります。 |
| 3 | 賠償事故が発生した場合の手続き方法を教えてください。 | 速やかにファミリーサポートセンターへ連絡してください。 センターが保険会社へ報告し、事故内容を確認のうえ、今後の示談交渉の進め方について打ち合わせをします。 なお、援助活動中の人身事故の場合、提供会員はお見舞い等の道義的責任を十分果たす必要があります。 |
| 4 | 示談交渉の進め方について教えてください。 | 本保険は、保険会社による示談交渉サービスがありません。事故が発生した場合、保険会社からの助言に基づき、提供会員が被害者との交渉にあたることとなります。 |
| 5 | 援助活動中、預かっている子どもがけがをした場合、お見舞い品（お菓子、花等）についても保険が適用されますか？ | 社会通念上、妥当な金額であれば、お見舞金として支払った実費が補償されます。 |

(3) 団体総合補償制度費用保険、賠償責任保険

| NO. | 質 問 | 回 答 |
|-----|--|---|
| 1 | 子どもの送り迎えに自転車を使いたいのですが、自転車で行く途中でけがをした場合、保険は適用されますか？ | 団体総合補償制度費用保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。 なお、自転車を利用される場合は、安全のために定められている交通規制を守り、くれぐれも安全には気を付けてください。 |
| 2 | 台風のとくに子どもを預かっていて、風に飛ばされたり、飛んできた物にあたりたりしてけがをした場合、保険の対象になりますか？ | 団体総合補償制度費用保険では、提供会員、依頼会員の子ども、ともに台風によるけがの支払いが対象になります。 賠償責任保険では、提供会員に賠償責任が発生しないため、補償の対象になりません。 |
| 3 | 子どもを預かっているときに地震が発生し、上から物が落ちてきてけがをした場合、保険の対象になりますか？ | 団体総合補償制度費用保険では、提供会員、依頼会員の子ども、ともに地震によるけがの支払いが対象になります。 賠償責任保険では、地震等の自然災害が原因の場合は、提供会員に賠償責任が発生しないため、補償の対象になりません。 |

5. 書類 記入見本

(1) 事前打ち合わせ票 (提供会員保管用・表面)

お渡ししている事前打ち合わせ票は原本です。複数枚必要な場合は依頼会員がコピーしてください。

明石市ファミリーサポートセンター

事前打ち合わせ票(提供会員保管用)

- ① センターへの提出は不要です
② この用紙は原本とし、使用時は依頼会員がコピーしてください

記入見本

打ち合わせ日 20××年 ×月 ×日

| | | | |
|-------------|---|-----------------|------------------|
| 依頼会員番号 | 1000000 | ふりがな あかし はなこ | 会員氏名 明石 花子 |
| 住所 | 〒673-0891 明石市大明石町×-×-× 明石×マンション | | |
| 電話番号 | 自宅 078-915-×××× 携帯 090-×××× | | |
| メールアドレス | akashi××× @××××× | | |
| 緊急連絡先 | ①氏名/名称 太郎 (続柄: 夫) 電話 080-×××××××× | | |
| | ②氏名/名称 勤務先 ××会社 (続柄:) 電話 078-×××-×××× | | |
| ふりがな | みさき | 愛称 | 男 |
| 子どもの名前 | 美咲 | (みーちゃん) | 女 |
| 生年月日 | 20××年 2月 1日 (2歳 2か月) | | 血液型 A |
| 保育所(園) 幼稚園等 | 〇〇保育園 電話 078-×××-×××× | | |
| 食事(おやつ) | <input type="checkbox"/> ミルク (ml/回) → 哺乳瓶・コップ・ストロー <input type="checkbox"/> 離乳食 <input checked="" type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> 特記事項 | | |
| アレルギー、平熱 | ・アレルギー 無・有 (有) (乳製品) ・平熱 36.5 ℃ | | |
| 午睡 | <input checked="" type="checkbox"/> お風寝する : ~ : <input type="checkbox"/> お風寝しない | | |
| 排泄 | <input type="checkbox"/> オムツをしている (知らせる・知らせない) <input checked="" type="checkbox"/> トレーニング中 <input type="checkbox"/> 自立している | | |
| 好きな遊び | 絵を描く、ままごと、砂遊び | | |
| 特記事項 | 牛乳アレルギーがあるため、乳製品を口にするとすぐ湿疹が出る | | |
| かかりつけ医療機関 | 小児科 | 〇〇小児科 | |
| | その他 | 〇〇皮膚科 | tel 078-×××-×××× |
| | その他 | | |

依頼会員は、事前打ち合わせ票(提供会員保管用)の表側のみ、打ち合わせまでに記入しておいてください。

裏面に続く→

援助活動報告書

記入見本

| | |
|-----------|----------------------------|
| 2020年 3月分 | |
| 依頼会員 | (会員番号) 10XXXXXX (氏名) 明石 花子 |
| 子どもの名前 | 美咲 (2歳2か月) (歳 か月) |

| ①依頼内容 (依頼会員記入) | | | | ②援助実施内容 (提供会員記入) | | | ③援助活動結果確認 (提供会員記入) | |
|----------------|------------|-----------------------|------------|-----------------------|--------------------|---|--|-------------|
| | 依頼日 | 依頼時間 | 依頼内容 | 活動時間 | 活動内容 | | 報酬等 | |
| | | | | | 確認時間 | 子どもの様子など | | |
| 1 | 6日 金曜日 | 18時00分 ～ 18時45分 | 園へのお迎え | 18時00分 ～ 18時40分 | 18:15 | 元気に駆け寄ってくれた。 覚えた歌を、歌ってくれた。 | 700円×1時間＝700円 円×時間＝円 実費()円 | 計 700円 |
| 2 | 14日 土曜日 | 12時00分 ～ 15時00分 | 保護者外出時の預かり | 12時00分 ～ 14時55分 | 12:30 14:20 | しばらく泣いていたが、眠りだす。 10分ごとに呼吸、顔色チェック。 ご機嫌に目覚めた。遊び。軽食。 | 800円×3時間＝2,400円 円×時間＝円 実費()円 | 計 2,400円 |
| 3 | 16日 月曜日 | 18時00分 ～ 20時15分 | 園へのお迎えと預かり | 18時00分 ～ 20時10分 | 18:30 19:30 | 白身魚のムニエルを残さず食べてくれた。 ウンチをした。 | 700円×1時間＝700円 800円×1.5時間＝1,200円 実費(晩ご飯) 200円 | 計 2,100円 |
| 4 | 日 | 時 | | 時 分 | | | 円×時間＝円 円×時間＝円 | 計 |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | 曜日 | | | | | | | |
| 7 | 曜日 | | | | | | | |
| | | | | | | | 5,200円 | |

① 依頼会員は [] の枠内を記入してから、提供会員に渡す
依頼内容は「送迎のみ」「預かりのみ」「送迎と預かり」のうち、どの活動なのかわかるように記入してください

③ 提供会員は、実際の活動時間や子どもの様子などを記入し、報酬等を計算したうえで依頼会員に渡す

② 依頼会員は、提供会員の記入した時間や金額を確認してから報酬を支払い、署名・押印する

④ 提供会員は、報酬を受領したら、署名・押印し、依頼会員用(1枚目)を渡す
※センター用は、提供会員が翌月2日までにセンターへ郵送または持参する

| | |
|--|---|
| 上記活動の報告を確認し、報酬を支払います。 依頼会員 (氏名) _____ ㊞ | 活動に対する報酬を、確かに受領しました。 _____年 月 日 提供会員 (会員番号) _____ (氏名) _____ ㊞ |
|--|---|

(依頼会員→提供会員→センター) 市町村名 明石市
施設名 明石市ファミリーサポートセンター

* 報告書が不足した場合は依頼会員が用意します。センターで受け取るか郵送希望とお申し出ください。

6. 退会について

市外転居した等、会員の条件を満たさなくなった場合は、以下のことに注意して退会の手続きを行ってください。なお、退会届が提出されなければ、退会にはなりません。

●全会員

退会届に必要な事項を記入し、会員証を添えて、郵送または直接センターまで提出してください。

※会員証を紛失した場合は、退会届の空いている所に「会員証紛失」と記載すること。

●依頼会員、両方会員

- ・ 事前打ち合わせを済ませている提供会員に、退会の旨を連絡し、「事前打ち合わせ票」の処分方法について話し合ってください。
- ・ 中学生以上の子どもは、援助活動対象外です。センターより書面にて連絡後、自動的に退会の手続きを取ります。
※ この場合に限り、退会届は必要ありません。

●提供会員、両方会員

- ・ 事前打ち合わせを済ませている依頼会員に、退会の旨を連絡し、「事前打ち合わせ票」の処分方法について話し合ってください。

退会された会員の「入会申込書 兼 登録書」は、ファミリーサポートセンターでシュレッダー処理します。

様式第3号（第6条関係）

明石市ファミリーサポートセンター 退会届

年 月 日

明石市ファミリーサポートセンター 様

明石市ファミリーサポートセンターを退会したいので、次のとおり届け出ます。

| | |
|-----------|---|
| 会 員 氏 名 | |
| 会 員 区 分 | 1. 依頼会員 2. 提供会員 3. 両方会員 |
| 会 員 番 号 | |
| 入 会 日 | 年 月 日 |
| 退 会 希 望 日 | 年 月 日 |
| 退 会 理 由 | 1. 援助が必要なくなったため 2. 援助ができなくなったため 3. 会員の要件に当てはまらなくなった ・市外へ引っ越し ・市外へ職場異動 ・子どもが小学校を卒業 4. その他 〔 〕 |